

※御意見の全体像が分かるように代表的な御意見を抽出し、整理しています。
※件数については、いただいた御意見を分類分けした件数になりますので、実際に提出された意見数とは異なる場合があります。
※基本的にいただいた御意見から抜粋したものです。明らかな誤字や変換ミス等は修正しています。

No.	主な意見	見解
1. 人件費について		
1	役員報酬を引き下げるべき ・役員を含めたすべてにおいての報酬等の減額を早急に進めるべきである。	社内役員の給与については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）に基づき、国家公務員の指定職の給与水準の平均と比較しつつ査定することとなっています。これを踏まえ、各事業者の社内役員の給与水準を確認したところ、料金審査要領に基づいて算定されていることを確認しました。 また、社外役員の給与については、過去の料金審査の結果も踏まえ、1人当たり800万円を上限とし、これを超過する分については減額を求めました。 これらの審査の結果、東北電力については、社外役員の給与の一部を減額することとしました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－6. 人員計画・人件費」をご覧ください。
2	給与水準や賞与を引き下げるべき／人員を削減すべき ・2021年から58%もの値上げするのであれば、せめて7県の県庁所在地最高額である仙台市の平均年収349万円の25%増しの436万円に留めるべき。それ以上の額面では怨嗟を買う。 ・高卒の方が多いのにも関わらず平均年収がずば抜けて高いなどおかしい点が見受けられます。決して高卒の方を悪くいっつまりはありませんが、企業努力もろくにしていない方々がそのような恩恵を受けるのはおかしいのではないのでしょうか。 ・値上げにあたり、経営状況の悪化を理由としているが、平均年収の給料水準の削減までしてのことか。統廃合や採用人数の抑制により社員数の削減とのことだが、それに加え、公務員と比べ高いといわれている平均年収の減がそもそも必要でないか。 ・燃料の高騰はわかりますが、東北電力の社員は東北地方では社員の給与所得また、福利厚生は地域で群を抜いて1位です。一般企業であれば、料金の値上げの前に社員のボーナスや賃金を下げたうえで、料金の引き上げとなるのが当たり前です。東北平均所得まで賃金を下げたからの料金の値上げでなければ納得が出来ません。東北の一般家庭の所得よりも東北電力の社員の方が所得が高いままでの料金値上げはあり得ません。 ・東北電力は東北でも高給取りとして有名で人件費を是正すべきと考えます。 ・人員削減や給与カット等、身を切る姿勢を見せるべき。 ・東北電力の資料から人件費においては削減しているというものであるが、インターネットによる使用申し込み等の手続きが可能なこと、スマートメーターによる検針の導入により電気料金の案内にかかる経費削減など、昔から比べて人の手による作業というものが減少している今日である。営業所の数、役員、職員等においてもさらなる削減を進めるべきであるし、給与等の減額を早急に進めるべきである。新卒採用についても見直し等も考えていいのではないかと。	人員計画については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）に基づき、経費人員数の妥当性を確認するとともに、他の事業者と比べて、1人当たりの生産性の水準が低い場合には、個別事情を勘案しつつ査定を行うこととなっています。これを踏まえ、各事業者の人員数について、「総人員当たり販売電力量」など、様々な観点から分析を行った結果、いずれの事業者も、明らかに人員数が過剰な水準とは言えないとの評価となりました。 また、従業員1人当たりの年間給与水準については、料金審査要領に基づき、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行うこととなっています。これを踏まえ、各事業者の年間給与水準について確認を行った結果、過去の統計データなどを用いて算定している場合が確認されたため、直近のデータへの補正を求めました。また、東北電力を除く一部の事業者では、賃上げを織り込んでいましたが、料金審査要領において、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めないこととなっているため、この原則に基づき、賃上げ分の算入は認めないこととしました。 これらの審査及び補正の結果、東北電力については、直近の「賃金構造基本統計調査」の数値を反映し、他産業などの水準を踏まえた給与水準としました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－6. 人員計画・人件費」をご覧ください。
3	給与削減は避けるべき ・東北電力によるコスト削減策は社員の頑張りの結果であるので、ペア等の待遇改善で人材定着を図って欲しいし、社員の給料を下げるべきという意見は一蹴すべき。 ・日本経済全体がスタグフレーションの状態にある中で、東北地方において力を持つ東北電力が適正に小売価格の値上げを行い、従業員の給与水準を維持・向上させることが、ひいては地方経済の活性化につながるものと認識している。 ・東北地域では、高齢化、過疎化が進んでいます。東北地域の優秀な学生の多くは、就職時に東北から出て行っていますが、その中で、東北電力は給料面、安定面から優秀な学生にも人気のある就職先です。東北電力では、経費に占める人件費の割合はそれほど高くはありませんが、生産年齢人口を維持するためにも、給料の削減は見込まないでいただければと思います。 ・SNS等でボーナスや給与の削減を求める声がありますが、そのような必要は全くないと思います。賃上げムードが高まる情勢の中、優秀な人材を集めるにはむしろ給与を引き上げるべきだと考えています。東北には大企業がなく、優秀な人材が都心にほぼ全て流れ出てしまっている状況です。東北に優秀な人材を引き留めておくためにも、ぜひ毎年のベースアップを行い、他電力を上回る給与を目指してください。そして、東北の更なる発展に貢献する事業を進めてください。	みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）において、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めないこととなっているため、この原則に基づき、賃上げ分の算入は認めないこととしました。その上で、従業員1人当たりの年間給与水準については、料金審査要領に基づき、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行うこととなっています。これを踏まえ、各事業者の年間給与水準について確認を行った結果、過去の統計データなどを用いて算定している場合が確認されたため、直近のデータへの補正を求めました。 これらの審査及び補正の結果、東北電力については、直近の「賃金構造基本統計調査」の数値を反映し、他産業などの水準を踏まえた給与水準としました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－6. 人員計画・人件費」をご覧ください。
2. 燃料費について		
4	燃料コストの削減を行うべき ・JERA等との協業で燃料調達を束ねることは出来ないのか。JERA-GMの取り組みは素晴らしいので、独禁法に引っかかるくらい程度に上手く使えないのか。 ・石炭・LNGが空前絶後の高騰しており、生産者とシッパーに巨額の過剰収益が発生している。電力会社が石炭・LNGを購入する際、バイヤーズエージェントを起用し、石炭であれば、最大1 3 0 円/ト払っている。電力会社総額では何百億円にもなっているものと推測される。この費用をシッパーに負担してもらうことで、電気料金の値上げが幾らかでも削減できるのではないのでしょうか。バイヤーズエージェントの仕事は、積み地の商品の集荷状況、運搬船舶の運行状況、積み込み日程の調整、積み込み出港後商品代金・舟運賃のシッパーや船会社への支払い、運搬船舶到着後、国へ輸入関税・消費税後納の担保差し入れ、通関業者への通関情報提供、荷揚げ後商品代と船運賃を合算して、ここでやっと電力会社に代金を請求・入金となる。現在、脱炭素社会を目指す我が国では、特に石炭輸入のための借入をひじょうに厳しくしている。また、一船当たりの金額が10年前と比べると10倍以上になっており、中小のバイヤーズエージェントでは、資金調達が苦労している。この状況でも、バイヤーズエージェント業務をシッパーに任せられない場合は、電力会社本体か、その関係会社・子会社にその業務を任せるべきと思慮する。余計なフィーを削減することにより、電力料金の値上げを抑えることが一番大切だと思います。 ・主に補足資料P.51、P.52について、1. 基準単価0.194 円の算定のベースとなる燃料消費数量や総販売電力量の算定根拠を明示していただきたい。電気料金に大きく関与する燃料調整単価の設定根拠について詳しい解説がなされていないと感じます。マイカーの燃費に相当するものであり、少なくとも下記のような補足説明が必要と考えます。自社の火力発電所の消費燃料の実績が燃料種別毎の比率の設定は他社からの購入電力量の燃料換算数量も含むのか原子力、地熱、風力、太陽等の発電量を燃料換算しているのか。または除外されているのか販売電力量は発電端換算か送電端換算か送配電線の線路損失を差引いた需要家受電端の電力量なのか送配電損失の折り込みは実績から原価算定期間に折り込むとしたらその手法は基準単価の適用期間は原価算定期間と同じか。これらの諸元は公開資料のどのページに提示されているのか。2. 平均基準単価は税抜きと税込価格を併記してもらいたい。平均基準単価は税抜で0.194 円/kwhとしていますが、低圧、高圧、特高の基準 単価は税込で表記されています。税抜きで統一するか税込も併記していただきたい。消費税が変更になった場合の端数処理に手間がかかるため、全て税抜き単価で標記したほうがベターと考えます。3. 換算係数α、β、γの 算定方法のうち熱量構成比aは燃料種別毎の火力発電所の稼働予想率より算定していると思われるがその算出根拠を提示していただきたい。4. 原価算定期間について明示してもらいたい。 ・今回の値上げの理由に、燃料費の増加があります。今回の料金改定の前提となる発電電源構成は、10年前の値上げ時と変わっていません。火力燃料の海外依存を減らしていかなければ、また同様の値上げが想定されます。発電電源構成を化石燃料に頼らないよう見直しの方向性を示してください。 ・今回の値上申請の主要因である燃料費の価格高騰について、もっと低品位炭の採用を拡大する等のドラステックなコスト削減策が取れるのではないかとと思っているが、その言及がない。電力料金の値上というのは、燃料調達コスト削減の自助努力があって、それでもどうにもならない場合の最終手段であると思うので、その点の精査をしていただきたい。 ・火力燃料の海外依存を減らしていかなければ、また同様の値上げが想定されます。発電電源構成を化石燃料の比重を下げていく方向性を示してください。 ・原価算定の基礎となる諸元について、為替レート、原油CIF価格について、11月の申請時点での状況を反映しており、足元より少し高めにしていると思う。現在の状況を考慮して価格への転嫁は精査してほしい。	燃料費の査定では、他の電気事業者の取組状況を踏まえた効率化努力を求める観点より、石炭やLNGにおいてトップランナー査定を行っております。詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－3. 燃料費」をご覧ください。 原価算定期間は2023年～2025年です。燃料費調整制度により、為替も反映した円建て燃料価格の値上がり分・値下がり分は電気料金に自動的に反映されます。 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）第40条第4項の規定に基づき、燃料費調整制度で用いる基準調整単価は、総発熱量や販売電力量を基に定めた単価となっております。また、0.194円は申請原価ベースで算定したもののですが、その後の燃料補正及びRC補正を踏まえた補正後原価ベースで再算定した単価は0.173円となっております。基準調整単価算定のベースとなる総発熱量及び販売電力量並びに換算係数α、β、γの 算定方法のうち熱量構成比は、第42回料金制度専門会合資料6のP72をご確認ください。なお、当該総発熱量及び販売電力量並びに熱量構成比は、申請又は燃料補正後の値で算定しているものであるため、需要想定・供給力や燃料費に係る厳格な審査を受けた後の値で再算定されることになります。 また、料金制度専門会合への資料提出以外に、東北電力において、利用者に対し情報開示を徹底することが、今後利用者の理解を得る上でも重要であり、東北電力に対して一層わかりやすい情報公開に努めるよう促してまいります。 なお、今後のエネルギーミックスについては、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えています。
5	燃料費調整制度の上限撤廃を検討すべき／燃料費が下がった場合の電気料金の下げ幅や下限について説明を求める ・各社、昨今の国際情勢不安による燃料高騰に伴い申請に至ったと記載されておりますが、それが要因であれば、規制料金の燃料調整費単価の上限撤廃で対応できるはずですが。値上げを行うのではなく、国に対して制度の変更を依頼し、法改正をもって対応するべきです。あまりにも国民を舐めているのではないのでしょうか。規制料金の燃料調整費単価の上限撤廃に関して、各社もしくは電気事業連合会等から国に対して何か働きかけを行ったのでしょうか。そしてその結果がどうだったのでしょうか。法改正がかなわない理由は何でしょうか。それらに関する記載は全くありません。取組の結果及び法改正できない理由の回答を求めます。必ず回答に記載してください。 また、今回、燃料調整費単価の算定根拠も変更されておりますが、国際情勢不安は長期化しておりますが、一過性のものであるため、落ち着いた際に元の算定基準に戻すのでしょうか。また、現在の算定根拠の平均となった場合の電気料金は現在の水準となるのでしょうか。見直しを行う場合、明確にどのようなになったら再度、見直しを行うのか回答を求めます。「経営が安定化したら」等ぬるい判断基準ではなく、「燃料の平均価格が3ヶ月以上、現在の燃調算定基準を下回ったら」等具体的かつ明確な見直しの基準を定めなければ、今回の値上げの申請理由と整合が取れないのではないのでしょうか。 回答は以下の内容を具体的かつ明確に記載をお願いいたします。 1：燃料調整費単価の上限の撤廃について具体的に国に対して行ったこと 2：1を踏まえて燃料調整費単価の上限の撤廃できない理由 3：1、2を踏まえて、値上げに対する経済産業省・資源エネルギー庁の考え方 4：燃料の価格が下落した場合の見直し前と見直し後の電気料金の比較 5：国際情勢が落ち着いた（燃料価格が低下した）際に算定基準を見直す場合は具体的な見直しの判断基準 ・今回の値上げ後に、燃料費が下がった場合に、電力量料金を下げる仕組みについての説明をお願いします。今回の値上げ申請理由の大きな部分を占めているのは、燃料費の高騰が激しく、燃料費調整制度の上限値に張り付いたために、それを越える部分を電力会社が負担していることによるものです。今回の値上げにより電気料金の上限が上がることとなりますが、燃料費が下がった場合にはどうなるのでしょうか。燃料費の下落に合わせて電気料金が下がる仕組みについて、下げ幅はどの程度で下限はあるのかなどについても説明してください。 ・燃料費調整制度の見直し内容について、新しい基準燃料費価格が85400円となっているが、現時点での最新の3ヶ月平均価格が90200円となっていることから、90200円に設定するべきだと思います。可能であれば、審査の最終段階(3月)時点での最新の平均価格を反映させるべきだと思います。85400円であれば、4月以降も燃料費調整額がプラス1～2円程度になってしまいますので、納得がいきません。	燃料価格の変動については、燃料費調整制度によって、電気料金に反映されます。また、燃料費調整制度における基準燃料価格については、本年3月に行われた第38回料金制度専門会合において、直近の燃料価格などを踏まえ、各事業者に再算定を求めることとしました。この結果、東北電力については、燃料費調整制度における基準燃料価格が当初申請時よりも下がることとなりました。 その上で、電気の規制料金については、 ① 各みなし小売電気事業者に対し、規制部門・自由化部門の「部門別収支」について、毎年度の提出を義務付けるとともに、 ② 電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）で、毎年度、みなし小売電気事業者の「業務・経理の監査」を行い、 ③ さらに、当委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、原価算定期間終了後、毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する「事後評価」を行い、値下げ認可申請の要否について、経済産業大臣に回答を行っています。 上記の回答を受けて、経済産業大臣は、料金が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、料金変更認可申請命令を発動することとなります。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－3. 燃料費」をご覧ください。 なお、燃料費調整単価の上限撤廃など、電気料金制度のあり方に関する御意見については、資源エネルギー庁より回答することとなるものと考えています。

3. その他の個別原価	
6. その他個別原価を見直すべき	
・冬の東北地域は電力の不足は、他の地域の電力会社の電力不足とは違い、命に関わる問題であり、電力供給が途切れないように施設整備費を適正な額で見込んでいただきたいです。今後、EV、GXの普及、原発周辺への自衛隊による警護、小型原子炉の開発等により、電力会社を取り巻く環境は大きく変化するものと考えます。特にEV、GXの普及は電力会社への影響が大きいものと考えますが、これらの環境整備には多額の費用がかかるため、これに対応するための費用を見込んでいただきたいです。日本が世界から遅れをとらないように費用を見込んでいただければと思います。	電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。 脱炭素化に関する費用や研究費については、電気事業の運営に必要不可欠なもののみ原価に織り込まれているか、販売促進を目的とした費用が原価に算入されていないか、といった観点から査定を行いました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－10. その他経費」をご覧ください。

4. 経営合理化・経営責任・説明責任について		
7	経営努力が足りない ・企業努力で経営改善を目指すべきである。 ・2021年からの合計58%値上げを強行するのであれば、一時国有化して現経営陣を退陣させ、経団連から推薦を受けるなど、技術経営が得意な経営者を招いて経営に当たらせ健全経営を目指すべきではないのか。まず、関連会社を売却・整理して半減させ、グループ全体の役職者数や社内階層も半減させるなど、身を切る改革を示すべきではないのか。どうしても値上げが必要なら、より一層のコストダウンや経営陣の退陣を求めるなど再提出させ、他の消費財の値上げ率と同様の幅に収めるべきである。 ・過度な福利厚生（何十万の旅行券などを定期的に全社員に配布するなど）、企業努力もろくにしていない方々がそのような恩恵を受けるのはおかしいのではないのでしょうか。今回の値上げにあたり、東北に住む我々はとても遺憾であります。 ・経営効率化の取組みは不十分である。また、昨年の地震による発電所の被害に関しては、対策を怠ってきた東北電力の責任であり、契約者に転嫁すべきではない。 ・電気料金の値上げについては、会社もコスト削減をし、何とかしのいできたがもう限界にきている。だから値上げをお願いしますではなく、値上げ以上に、自分たちの身を削る努力、固定資産等の売却等などをした上で行うべきだ。企業努力をしていることすら我々には感じない。電力会社は昔から給料が良いという話を聞いている。会社は利潤を出し、株主に剰余金を配当するだけが目的なのか。電気は、命を守るためにも大切な役割をしている。東北電力の言いなりにならないよう、値上げ率のさらなる圧縮をお願いします。 ・企業のIT化の促進です。人的資源を割く部分を極限まで自動化し、人件費の削減に努めてほしいです。貴社は古典的な企業のため、IT化への取り組みの遅れは顕著だと感じております。また、それに伴い、年功序列の撤廃も進めてください。 ・電力事業以外の新規事業の収益化です。今後、さらに電気代を上げざるを得ない状況に陥った場合でも、他事業での収益があれば値上げ幅を抑えられるはずです。ぜひ、積極的に新規事業への投資をお願いします。 ・原料価格高騰など、外的要因でやむを得ない部分はあると思いますが、それに対して、経費や人件費削減など、どこまで努力していますか。企業努力していないことを消費者に押し付けないでください。インフラは、消費者の選択肢が少ないのです。 ・もともと電気料金は総括原価方式という高止まりしやすい料金設定をしており、自社に都合よく計算しているのではないのか、コスト削減努力はやっているのか、経営改善や効率化が不十分ではないのかと疑念を持たれやすい方式です。現在は確かに、円安や燃料費高などの異常な状況ですが、いずれ収まった場合、一旦あげたものが下がるのかは定かではありません。利益が出た場合は、株主への配当になり、コスト上昇分は消費者に転嫁するというのは納得できません。さらなる経営努力を求めます。	人員計画については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）に基づき、経費人員数の妥当性を確認するとともに、他の事業者と比べて、1人当たりの生産性の水準が低い場合には、個別事情を勘案しつつ査定を行うこととなっています。これを踏まえ、各事業者の人員数について、「総人員当たり販売電力量」など、様々な観点から分析を行った結果、いずれの事業者も、明らかに人員数が過剰な水準とは言えないとの評価となりました。 また、従業員1人当たりの年間給与水準については、料金審査要領に基づき、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行うこととなっています。これを踏まえ、厳格かつ丁寧に審査を行い、他産業の水準などを踏まえた給与水準としました。また、厚生費についても、宿泊施設など、料金原価への算入を認めていないメニューについては、原価に算入されていないことを確認しました。 経営効率化については、各事業者のこれまでの効率化の取組状況を確認した上で、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。 なお、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。そのため、電力事業以外の新規事業に係る費用については、原価等への織り込みは認められていません。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－2. 経営効率化」及び「6－6. 人員計画・人件費」をご覧ください。
8	消費者にわかりやすい説明を求める ・一般家庭に対する広報は、ダイレクトメールおよびIP上でのお知らせのみで、値上げの理由・根拠について、到底理解できるような内容のものになっていません。消費者基本法にある消費者の権利、「選択の機会の確保」「必要な情報及び教育の機会の提供」「消費者の意見の反映」に照らし合わせても、多くの利用者は、電気料金の仕組も含め、値上げに関する情報は専門的すぎるため理解しづらく、意見を出しにくい状況になっています。 ・電気料金の値上げに際し、需要家への事前周知を徹底するとともに、わかりやすく伝えるよう求めます。電力会社のホームページやweb検針票の照会ページといった、需要家が目的をもって調べなければ情報が入手できない形だけではなく、郵便やチラシ、ダイレクトメールなど確実に需要家へ情報が届く方法での周知の実施を求めます。電気料金を通して徴収する託送料金の変更がある場合も、そのそれぞれの料金変更の内容や電気料金への影響（値上げ、値下げ）など、わかりやすく伝えるよう求めます。 ・東北電力株式会社の電気料金（規制料金）値上げ認可申請をみると、「総原価」に占める「燃料費・購入電源費等」からキロワットアワー当たりの燃料費・購入電源費等が18.89円/kWhとなり、「原価の内訳（他社購入電源費）」における「市場取引」の「取引量増加および単価上昇による増加」とのご説明と併せ、「主な緒元」による「今回申請」の「市場価格」「35円/kWh」と比較すると、相対的に安価となっていると拝察します。他方、「適正な電力取引についての指針」においては、「区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己の子会社等に対してのみ、不当に低い料金で電気を小売供給することにより、自己の子会社等を著しく有利に扱うことは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、差別対価等）。」と規定されており、今般、規制料金の値上認可申請の適用対象が東北電力株式会社の管内において東北電力株式会社の小売のみとなることにかんがみると、同指針に抵触する恐れがある懸念が存在します。したがって、こうした懸念を払拭できるよう、解かり易く、丁寧なご説明をいただけるよう、よろしく願います。 ・添付資料、別紙4「値上げ申請の概要について」にある、「6. お客さまへのご説明について」の実施状況が極めて劣悪であり、多くの契約者が正確に理解できる情報提供ができていないため、少なくともこの状況が改善されるまで、申請を受け入れるべきでないと考える。尚、本意見は特に消費者庁とも十分に情報共有されることを期待するものである。新旧料金体系の概要をダイレクトメールなど、利用者に直接届く資料で「分かりやすく」説明していない。新旧料金体系に基づく料金変化のシミュレーションを、利用者が自由に想定できる条件で提供していない。電気料金節約方法として、電気料金プランの見直し、契約容量見直しの可能性をアピールしていない。問い合わせに対応する十分な体制が取れていない。 ・電気料金値上げの理由・根拠について、2016年の電力自由化等により電気料金の仕組も複雑化する中、消費者基本法にある、消費者にとつての権利として、なるべく多くの消費者が理解できる内容にしていきたい。 ・コールセンターに問い合わせてみたが回答は得られず、コールセンターを外部委託するのであれば、責任ある回答ができるような体制を構築すべき。	料金制度専門会合においては、申請内容が最大限の経営効率化を踏まえたものか、中立的・客観的立場から検討を行ってきております。第28回の東北電力に係る第1回の審査以降、料金制度専門会合開催の様子については、インターネットでライブ配信されており、資料は、電力・ガス取引監視等委員会ホームページに掲載しております。（参考「料金制度専門会合」：https://www.emsc.meti.go.jp/activity/index_electricity.html） また、料金制度専門会合への資料提出以外に、東北電力において、利用者に対し情報開示を徹底することが、今後利用者の理解を得る上でも重要であり、東北電力に対して一層わかりやすい情報公開に努めるよう促してまいります。 卸電力市場価格については、第37回および第38回料金制度専門会合をふまえ、2023年2月における東京商品取引所の23年度各限月の電力先物価格平均値（東エリア20.97円/kWh）を用いて、過去1年の各月のコマ別の実績価格を補正することとしており、東北電力の当初申請（35円/kWh）より安価となっています。 その上で、社内取引価格と社外取引価格の確認は、2020年7月に行われた各社からの内外無差別コミットメントに基づき2021年度より運用を開始しており、以降、年に2回定例のフォローアップを実施しております。現時点において、合理的理由無く社内取引価格を社外取引価格よりも安価に設定している事例は確認されておりますが、引き続き定期的なフォローアップを実施し、コミットメントの実効性を確保してまいります。

5. 値上げについて		
9	値上げはやむを得ない ・現状の電力料金は電力小売事業者が事業を継続できない安値水準であり、そのことが結果として、需要家の安定調達を妨げていると認識しています。一定程度の値上げはやむを得ないと考えます。 ・値上げそのものには反対しません。 ・現状の化石燃料の価格や為替や電源構成、そして、今再生じてる復旧活動に要する費用との諸々を考慮して、それが妥当な値上げなら構わないのでは。値上げを抑制する代わりに復旧活動できません（遅延します）とか、そんな選択肢は大手電力にはないでしょうから。 ・ウクライナ情勢等により燃料価格が高騰している状況において、原価を適正に電気料金に反映することはやむを得ないことであると考える。 ・私なりに色々調べたところ、発電は火力発電が約70％その他は水力、再生可能エネルギー、原子力、地熱等で、火力発電の原材料は石炭が47％、液化天然ガスが40％だそうです。この1年の価格上昇は石炭は70％、液化天然ガスは40％だそうです。平均すると火力発電の原材料は値上げは50～60％位だと思います。その他の発電では原材料の値上げは考えられません。これを総合的に考えますと全体で30～40％の値上げはしょうがないようです。 ・電力を安定供給するため、一定の値上げはやむなしと考える。 ・値上げはやむを得ない。今回の値上げ申請の主因は燃料価格の高騰によるもの。一民間企業として、原価の高騰を消費者に対してある程度価格転嫁することは当然のことと考える。 ・海外の電気料金の値上げ幅に比べれば、日本の電力会社は非常に優秀であり、また、東北電力の値上げ幅は他の電力会社と比べても優秀な方と考えます。今回の値上げ申請については、世界情勢等の観点からするとやむを得ない妥当なものだと思います。 ・電気代値上げは正直厳しいですが、昨今の状況を見ると仕方ないかなと思います。送配電を担うのは貴社しかないため、早急に赤字を解消してください。 ・電源構成の40％近くが石炭火力な中、その石炭の値段が基準燃料価格比で6倍近くに値上がり、かつ大幅な円安な事を踏まえると値上げは致し方ない認識、どちらかというと30％程度の値上げで事足りのかと思うくらい。 ・規制料金の値上げ申請に賛成です。早期の認可を求めます。源燃料費の高騰を負担すべきは、受益者である国民や利用者であり、その供給元である一民間企業が負担すべきものではありません。東北電力の赤字状態はインフラ設備の保守・維持機能の低下につながり、安定供給が損なわれる可能性があります。 ・いくらでもあげてもらって構わないです。電気は必要なものなので、仮に東北電力が倒産した場合、失った時の代償が大きすぎます。その代わり、災害時の早期復旧、停電の撲滅、電気の安定供給の更なる強靱化を進めてください。 ・実態に即した値上は必要不可欠であり、石炭やLNGの価格が乱高下するなかで東北電力の値上幅はむしろ安すぎるのでは、と感じる。企業が価格転嫁を行うのは最もであり、感情論に流されずに粛々と行ってほしい。 ・電気代の値上げについて、昨今の世界情勢や、資源の輸入などについて考えると、値上げは仕方ないことと思う。 ・基本的に自由化されているにもかかわらず、規制されている部分があり、燃料費の高騰を転嫁できないため、大赤字を垂れ流している状況を見ると、料金を値上げせざるを得ないと思う。むしろ、国の要請で転嫁できないのであるから、これまでの赤字部分を補填するのが筋だと思う。それでないと、公平な競争環境ではないと思う。 ・世界的原油高に戦争が追加負担された現在のエネルギー危機の中で、東北電力が規制料金を値上げするのは、大変遺憾ながらも低圧の最終保証供給という位置づけであるため致し方ないと考える。他社と比べても値上げ幅は妥当ではないかと考えている。	今般の電気の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。 その上で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、厳格かつ丁寧に審査を行った結果、燃料の調達源の多様化などの効率化を求めつつ、適正な水準となるように査定を行いました。
10	値上げ幅が大きすぎる ・現在の情勢を考えますと値上げは致し方ない事と思いますが、3割以上の値上げというのは納得できません。このままでは健康で文化的な最低限度の生活ができなくなる世帯が増えます。もう少し割合を低くした値上げであれば受け入れますのでご検討いただきたいです。 ・2021年2月および2022年3月に発生した福島県沖を震源とする地震により、火力発電所などにおいて甚大な設備被害に見舞われるとともに、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻を受け、燃料価格や卸電力取引市場の価格が高騰していることなどから、2022年度の連結決算において、2年連続の純損失となる見通しであり、自己資本比率も東日本大震災直後を下回る水準まで低下する見込みであることを値上げの理由としています。発電所の維持運用などに係る固定的な費用を電気料金に含むため、基本料金と電力量料金的大幅引き上げになっています。この引き上げ幅が、妥当かどうかについて理解・納得できません。 ・御社の値上げ幅32.94％増は、大きすぎます。値上げ幅の圧縮を求めます。 ・電気料金の値上げは、物価高騰のなか消費者にとって影響が大きいことから、値上げ幅は必要最低限としてください。 ・いくらなんでも値上げ幅が大きすぎる。電気はガスや水道と同じくらい生命維持に欠かせないライフラインであり、安定供給と同時に、家庭での支払いが容易であることが必要ではないか。 ・電気料金の3割もの値上げは容認できません。私たち消費者の暮らしを破壊するような大幅な値上げはしない下さい。 ・発電所の維持運用などに係る固定的な費用を電気料金に含むため、基本料金、電力量料金ともに、消費者にとっては大幅引き上げとなっており、10年前と比較しても、値上げ幅は理解・納得ができるような内容ではない。 ・今回の電気料金の値上げは既に物価高騰の中にある消費者にとって影響が大きいことから、値上げ幅は必要最低限とする方向で電気料金の審査を専門会合にお願いする。低圧の利用者680万口のうち、520万口の方に影響の出るものとされており、東北6県及び新潟県の人口は約1,070万人、500万世帯前後と推計される。また、スイッチング率も15％程度と推計されており、ほとんどの方が東北電力の電気を利用して生活しているという中での値上げである。	今般の電気の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。 その上で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。また、燃料費についても、直近の燃料価格などを踏まえて再算定するよう、各事業者に求めるとともに、燃料の調達源の多様化など、効率化の取組を求めました。このように、厳格かつ丁寧に審査を進め、原価等が適正な水準となるように査定を行いました。 また、基本料金と電力量料金の設定については、今般の改定申請が燃料価格の高騰などを踏まえたものであることから、基本料金は据え置き、電力量料金を改定する方針としました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「5. 査定方針の概要」及び「6－1 4. レートメーク・約款」をご覧ください。

11	値上げ反対／低所得者等への値上げは配慮すべき ・2050年カーボンニュートラルに向けて日本が歩む中、電気料金が値上げされ、灯油暖房主体となれば、カーボンニュートラルの動きに逆行する。値上げは慎重にすべきである。東北電力は、「従量電灯Bと比較し、基本料金がお得になります」と、よりそう+eねっとバリューと説明しているが、燃料費調整額次第では従量電灯Bよりも割高になる説明が不足している。しかも、料金値上げを公表してから、12月まで、料金シミュレーション、ネットによる料金切り替えを停止していた。このようなことから、東北電力に従量電灯Bをはじめとする規制料金値上げを認めることに反対する。 ・下記の理由により、これに反対する。（1）東北地方には電力料金の58%もの値上げに耐えられる家計はない。また、こうした58%もの値上げは、復興工事が8割まで達成しつつある東北被災地の復興において多大な水を差すのではないのか。（2）円安を理由とする値上げは失当。東北電力より貴省への提出資料p.08「当社を取り巻く環境（燃料価格と卸電力取引市場の高騰）」において、「為替の推移」として1ドル150円台以上が続くようなグラフを掲出しているが、12月24日現在の為替相場は1ドル132円である。アメリカの雇用動向やバイデン大統領の健康不安にもよるが、来年は1ドル125円～135円の範囲内と予想がつく。従って、LNGのスポット単価の高騰はともかく、為替の推移を値上げの理由として挙げるのは失当と言わざるを得ない。（3）報道によれば12月5日付で東京ガスとの合弁子会社が自己破産し、185億円の負債を抱えたとのことだが、本件について、提出資料には何一つ触れられていない。この負債を東京ガスと折半するとして半分の93億円については誰がどう負担するのか。提出資料にある予想不足分550億円に含まれるのか否か。結局は利用者の電気料金に付け替えるのではないのか。結論として、現状の東北電力からの提出資料のままでは、2021年からの合計58%値上げは、「東北電力社員」以外の利用「地域経済が破綻」し、「熱中症による死亡者が増大」するのですべきではない。 ・ライフラインである電気の急激な値上がりは、どんなに節電しても限界があり生活が苦しくなる。 ・既にこんなに高い料金なのに更に値上がりされては生活ができません。少子化と言っていますが、子育て世代の私達にはあまりにも酷です。電気代のせいで子供達への食費を削るしかありません。辞めてください。電気代上げないでください。生きていけない。 ・私たちが散々いんな料金を徴収して、さらに集ろうとするのですか。そもそも、東北の震災でヘマをやらしたのは東京電力の責任であり、東北電力のそれでは無かったはずでは。理不尽な値上げを止めてください。 ・低所得世帯に対しては別途支援がないと難しいと思います。 ・長期にみると為替もどってきているので値上げの必要性もなくなっている。 ・最低時給でどうやって暮らしているのか、知らないから電気代を上げて私たちが徴収すればいいという安直で愚鈍な政策しか思い浮かばなかったのではありませんか。生きていくのに大切なインフラを、命を失うことにも繋がる電気代を、安い考え方で上げるような行為は即刻やめてください。 ・この度の電力の大幅な値上げの方針に反対します。3倍近くの上昇は理解できません。せめて夜間は1、5倍など段階的見直し案を提案いたします。 ・今回の値上げ申請は、政府が電気料金の高騰を抑制するために予算化した7円/kwh（低圧契約の一般家庭・企業など向け）を超え、かつ実施期間が限られているため、政府の対策があってもなお値上げ後の負担が大きくなります。特に低所得者及び生活困窮者へは十分に配慮するよう求めます。 ・ウクライナ侵攻による影響などで生活していく上で必要な食料や資材など、すべてのものが値上げされている状況である。物価等が高騰する中でも給与や年金等は上がっていない。特に電気料金の値上げについては、燃料費の負担だけでなく基本料金も含めてのことであるから、東北電力が示している値上げ率については当然容認するわけにはいかない。 ・中部電力や、関西電力、九州電力といった値上げをしない電力会社管内との地域格差が生じるのは納得がいかない。震災復興に水を差す内容ではないか。震災後も東北に残って頑張って生活してきた人たちが、特に収入の少ない若年のファミリー層を中心に、これを機にエネルギーコストの安い関西エリア等に引っ越ししてしまうと思う。ただでさえ過疎化の進む東北地方にとって、若年のファミリー層が少なくなることは大きな痛手だ。 ・値上げに対して、拒否する権利を、設けてください。 ・基本料金の値上げ幅は最小限にとどめるべき。基本料金よりも第1・第2段階料金の値上げ幅を大きくすることを優先してほしい。 ・今回の値上げ申請理由の大きな部分を占めているのは、燃料費の高騰によるものと認識しています。燃料費ではない基本料金の値上げの理由とその必要性について明確な説明を求めます。 ・東北の平均収入では値上げに耐えられません。電気事業者の責任を果たしてください。 ・燃料費高等による値上げ部分については致し方ない部分があるとおもいますが、今回基本料金を値上げしようとしているのが理解できません。 ・家庭向けの電気料金は一昨年の秋頃から値上げされており、消費者の暮らしは非常に厳しいものとなっている。低所得者や生活困窮者への十分な配慮をお願いしたい。	今般の電気の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。 その上で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。そのため、規制料金と関係しない事業における負債などは、原価等への織り込みを認めていません。 各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。また、燃料費についても、直近の燃料価格などを踏まえて再算定するよう、各事業者に求めるとともに、燃料の調達源の多様化など、効率化の取組を求めました。このように、厳格かつ丁寧な審査を進め、原価等が適正な水準となるように査定を行いました。 また、基本料金と電力量料金の設定については、今般の改定申請が燃料価格の高騰などを踏まえたものであることから、基本料金は据置き、電力量料金を改定する方針としました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「5．査定方針の概要」及び「6－14．レートメーク・約款」をご覧ください。 なお、電気料金の高騰対策に係る支援策に関する御意見については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えています。
12	国からの支援等を求める ・補助金が各世帯に政府から支給されるという事だそうですが、補助金を東北電力に使った方が良いと思います。理由①各世帯の使用電力、サービスが異なる為。理由②各世帯毎にかかる負担金額が異なる為、補助金が一時的なものになりやすい。理由③東北電力の電気料金が長期的に高騰し続ける可能性があり見通しができていない。さらに上限撤廃のために国民に掛かる負担額が増える。補助金で賄えるのか疑問点。（上限撤廃に関しては、料金算定ではなく上限金額を上げる方法が良いと思います。） ・厳しい言い方をすると、電気料金の値上げにより、直ちに生活ができない程度に困窮する方は、他の所に何らかの問題があると考えられ、電力会社の問題ではないため、料金の算定時に考慮すべきことではないと考えます。生活困窮者への対策は、本来的には、営利企業たる電力会社の業務ではなく、当該者の所得額を把握することができる政府や自治体の業務です。そのため値上げによる家計への考慮は、料金算定ではなく、本人の節電の努力や政府や自治体からの給付金による激変緩和措置等でカバーすべき問題だと考えます。 ・資源に乏しい日本は燃料を全て海外からの輸入に頼らざるを得ない状況と認識しているが、その中で個社ができる燃料調達コスト削減の自助努力にも当然限界はあると思うので、日本政府からのサポートもお願いしたい。 ・石炭については、国主導でのロシアからの輸入停止等、企業努力など及ばぬ領域で高騰しており、電力会社が多大な負担を強いられる半面、総合商社などの資源ビジネス会社は棚ぼた的に巨額なあぶく銭を稼いでいる認識。この状況を踏まえた国がすべき事としては、1、電力会社の値上げは認める。2、欧米のように資源ビジネス会社のあぶく税に超課税率を課す。3、2の超過税率により徴収した税を、更なる電気料金支援の財源とする。としてはどうかと思う。 ・国の補助金は地域の実情への配慮をお願いしたいです。2月請求分からの7円の補助は、全国一律ではなく、使用量や、電力会社の値上げ幅に応じて配分する案はないのでしょうか。寒冷地の冬の電気料金はただでさえ高く、今回の値上げが認可された場合、わが家の来シーズンの冬場の電気料金は10万円を超えてしまいます。 ・国がすすめてきた2016年以降の家庭用エネルギーに関する電力自由化について、当初想定していたコストが下がっていくような競争環境が整備されたとは言い難くその面での政策的な変更及び補強が必要であると考えます。 ・電気料金に関しては、さらなる補助金を国から出すことで、電気料金値上げ後も国民が現状料金の維持を実感できる形を維持できると思う。ガソリンにしてもそうだが、日常不可欠なものに関しては国が積極的に補助をしていかなければ、成り立っていかないと思う。電気を利用する人、またその仕事に携わる人みんなが、一人一人の国民であり、生活を送っていることをしっかり国や政府には考えてほしいと思います。 ・家庭に求める前に、値上げに踏み切らざるを得なかった原因の一端どころか大半を担っている政府に何かしらの対策、対応を求めるべきである。 ・原油、燃料価格、円安の価格水準が落ち着いた場合、速やかに電気料金が引き下がるようにし、そういった制度と運用をお願いしたい。 ・今後の投資について、蓄電技術、省電力技術等への投資・開発、省エネ機器の普及など、電気に関する国全体のコストが下がるような施策、研究について、国及び電気事業者が積極的に取り組むことを要望する。蓄電技術、省電力技術による将来のコスト削減のための将来投資も考えてほしい。 ・電気代の高騰をもう少し抑えることはできないのか。電力会社も1企業であることは理解しているが、節電の呼びかけと理解を求めていくこと、税金の使い道に関して見直しをして税金を下げることを、そして可処分所得を増やしていくこと、そういった確認と改善を行い、国民の負担を軽減してほしい。	今般の電気の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。 その上で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、厳格かつ丁寧に審査を行った結果、直近の燃料価格などを踏まえて再算定するよう各事業者に求めるなど、適正な水準となるように査定を行いました。 また、燃料価格の変動については、燃料費調整制度によって、電気料金に反映されます。 なお、電気料金の高騰対策に係る支援策や、電気料金制度に関する御意見については、資源エネルギー庁より回答することとなるものと考えています。

6. 原子力発電について	
13	原子力発電コストに疑問 - 原子力バックエンド費用（核のごみ処理）はじめ、原子力発電にかかわる費用が大きく増加している理由と今後の見通しの説明を求めます。今後も増加傾向が続く見通しであるならば、原子力発電にコストをかけて使い続けることを見直すべきと考えます。福島第一原発事故後に、原子力発電が安全対策などによりコスト高となり、原子力バックエンドが見通せないこととあわせると、中長期的には原子力発電依存は望まれません。今回の審査に当たっても、原発の利用の検討には慎重を期すべきと考えます。なお、前述の電力会社への経営効率化要求は、原子力発電所の運転期間の延長など原子力発電の利用推進を求めるものではありません。原発の利用については値上げ審査とは別に、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、十分な国民的議論のもとに進めるべきです。 - 土地や建物等の売却、女川原子力発電所においては津波対策として防潮堤の高さの引き上げや浸水防止対策、爆発防止にかかる莫大な経費がかかっている。廃炉ということにはならないのか。原子力発電は発電力も莫大でクリーンとされているが使用済核燃料処理といった問題もある。福島第一発電所のように事故が起きた場合は、安全とはいえないものを再稼働させることを前提とした上での値上げ率の算出というのも疑問である。国は、新たな原子力発電の研究や再稼働を前提として考えているが原子力災害の怖さ、未だに謎が多く莫大な経費がかかっていることを重く受け止めるべきである。 - 東北電力による料金算定の方法については、概ね適正であると考えますが、女川原発の再稼働により1000億円程度 of 原価低減効果を見込むことには反対です。原子力発電については、東日本大震災による大きな被害がありました。運転再開未定となっている女川原発の再稼働について、安全性より収益性を重視し、安全性の確認がおろそかなまま再稼働することへの不安があるからです。女川原発の再稼働に関しては賛成しますが、運転再開未定にも関わらず現時点で料金へ反映させることはダブルスタンダード（運転再開するのかもしれないか不明確）かつ時期尚早で、再稼働は織り込まず、37.48%の値上げが妥当と考えます。 - 女川原発の再稼働でコストダウンを図っているようだし、工事費用もかなりかけている様子だが、福島の原発事故を忘れたのか。工事でいくら安全を図っても、ひとたび災害に見舞われれば事故に繋がりがやすく、工事費用も軽く吹き飛ばすほど損害が甚大、しかも取り返しがつかないレベルとなることが分かったわけだが、それでもなお、とは、方針が理解できない。 - 原発はエコでも安全でも有りません。莫大な費用をかけ建設し、維持費にも莫大な費用をかけ、地震などの自然災害が起きるたび心配をするもの嫌なのに、その運用にかかる費用を私たちが支払う使用料に転嫁されても困ります。 - 原子力発電を進めるということについては慎重な配慮が必要。また、安全対策工事費やバックエンド費用、電源立地対策費用等をはじめ多額の費用がかかっており、経済合理性の観点からも原子力政策の推進の方向性について検討すべき。 - 原子力発電は建設費、廃炉費用、事故の賠償など原発のコストは決して安くないと実証されている。原子力をベースロード電源にしないでほしい。女川原発の再稼働を完てにした経営改善では、今後さらなる値上げが予想され、将来に負担を先送りするだけになるため、是非方針を見直していただきたい。 - 原発の発電コストが安いという認識は、現在は改められ、経済合理性がないことが広く知られている。さらに原発の事故処理や賠償費用、廃棄費用が託送料金に上乗せされる仕組みのため、原発を運転するほど、消費者負担はこれからも何十年にもわたり増え続けることになる。 電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。 各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、原子力発電所の安全対策工事などについて、必要性を厳正に確認した上で、徹底した効率化を求めるため、効率化係数を用いて査定を行いました。 また、原子力バックエンド費用についても、法令に基づき、原価等に適切に計上されているか、確認を行いました。 なお、原子力政策に関する御意見については、資源エネルギー庁より回答することとなるものと考えています。
14	原子力発電所を再稼働し、国民負担を減らすべき - 女川原子力発電所および東通原子力発電所の喫緊の再稼働を行う事で早期に値上げの影響を緩和することが国民生活及び産業振興の面から必要で、値上げ申請認可に際してはその再稼働へのロードマップを提示することを条件として頂きたい。 - 女川原発の早期再稼働と東通原発の早期稼働で燃料費を削減できるようにしてほしい。 - 原子力発電所の早期再稼働です。今ある資産を有効に活用しない理由がわかりません。早期に工事を完了させ、活用させてください。 - 再エネや太陽光は東北には不向きです。早く原発再稼働して下さい。 東北電力は、電気の規制料金の原価の算定にあたって、女川原子力発電所2号機の再稼働を織り込んでいます。その上で、原子力発電所の再稼働に係る費用が適正な水準となるよう、厳格かつ丁寧に審査を行いました。 なお、原子力発電所の再稼働へのロードマップは、法令上、料金改定の認可の要件とはなっておりません。
15	原子力発電所の再稼働に反対 - 今回の前提計画では、女川原発2号機の再稼働を織り込んだ原価算定になっていることから、再稼働しなければ発生しない、原子力再稼働に伴う起動前点検および再稼働後の定期点検費用が織り込まれています。また、原発依存の体制維持は、電源構成の変動によって電気料金が引き上げられるという問題を抱えています。原子力発電に頼らないエネルギー政策への転換に踏み出すべきだと考えます。 - 女川原発の再稼働をあてにした経営改善は、脱炭素化をすすめるものではないので、見直すべきです。見直しをした上で、改めて料金値上げを提案してください。 - 原発依存の体制維持は、電源構成の変動によって電気料金が引き上げられるという問題を抱えているため、原子力発電に頼らないエネルギー政策への転換に踏み出すべきだと考える。 - 女川原発の再稼働を完てにした経営改善では、今後さらなる値上げが予想され、将来に負担を先送りするだけになるため、是非方針を見直していただきたい。 - 原発には、解決不可能な放射性廃棄物の問題があるにもかかわらず、脱炭素化に寄与する電源だとか、クリーンエネルギーだという主張はミスリードと考える。国際環境NGOは、原発は気候危機を解決に導くエネルギーではないと指摘しているため、東北電力にもその立場に立って、東北の電力事業を担う企業になっていただきたい。 電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。 各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、原子力発電所の安全対策工事などについて、必要性を厳正に確認した上で、徹底した効率化を求めるため、効率化係数を用いて査定を行いました。 また、原子力バックエンド費用についても、法令に基づき、原価等に適切に計上されているか、確認を行いました。 なお、原子力政策に関する御意見については、資源エネルギー庁より回答することとなるものと考えています。
7. 再生可能エネルギーについて	
16	再生可能エネルギーの導入を推進すべき／再生可能エネルギーの活用論は無視すべき - このパブリックコメントにおいて「再生可能エネルギーを活用することで値下げすべき」という机上の空論がたくさん提出されると考えるが、そのような非現実的な空論は無視することを強く意見します。 - 東京電力の福島第一原子力発電所の事故以降、火力発電の比率が一時的に高くなるを得ない中で、国の再生可能エネルギーの最大限導入の方針のもと、電力会社は自らの再生可能エネルギー導入にどれだけ取り組んできたのでしょうか。火力発電への依存を続けてきた結果、今回の燃料費高騰に対処しきれなくなったということはないでしょうか。燃料費高騰による電気料金への影響緩和や、エネルギーの安定確保への寄与なども期待できる再生可能エネルギーの導入・普及拡大を進めてください。 - 地球温暖化対策及び輸入に頼らざるをえない燃料の比重を下げていくためにも、火力、原子力に頼る割合をさげ再生可能エネルギーへの比重をさらに引き上げていく計画とすべきであると考えます。 - 脱炭素化・持続可能な社会づくりをすすめる、未来の子供たちにつけをまわさないのは、やはり再生可能エネルギーです。資源に乏しいということから、日本は海外にエネルギーを依存してきましたが、今や自然再生エネルギーの宝庫だといわれ、特に岩手など東北の潜在能力は大きいと言われてます。それを本気で活用する方向に舵を切ってください。 - 東北電力様、また国の政策を転換していただき、原子力、火力に頼らない再生可能エネルギー中心のエネルギー政策に転換いただくよう、お願い申し上げます。東北が全国の先端を切っていくような取り組みを期待します。そのための費用増であれば、お示しいただきたいと思います。 - 電力を海外からの輸入に頼らない方針が大切。現状を十分自覚した上で再生可能エネルギーを大きく取り入れるなど、東北電力として、再生可能エネルギーの自社開発を進める時期だと考える。風力や太陽光など再生可能エネルギーの拡大をしつつも、実際には発電に至っていない現状がある様子だが、東北電力として、将来どのように再生可能エネルギーの拡大を進めていくのか、今後の計画を国民・県民にも示すべき。 - 将来どのように再生可能エネルギーの拡大を進めていくのか、今後の計画を国民・県民にも示すべき。将来性を示し上で説明していくことで、生活者としての理解や節電に努めるきっかけに繋がる。 - 系統の制約の問題や発電量の調整など再エネ拡大のために様々な課題があることは承知しているが、国の政策や電気事業者の努力によって積極的に進めるべき。 - 燃料変動の少ない再生可能エネルギーによる発電量を増やす必要があり、原発をやめる方向でシフトチェンジする必要があると思う。海外からの輸入燃料依存は高リスクであることは全般の事態で証明され、今後も同様に高リスクであると予想される。 - 再生可能エネルギーの思い切った開発、そして電源構成比率の拡大（化石燃料7〜8割から自前の再生可能エネルギーにシフトすること）をぜひ進めていただきたいと考える。 - 現世代・次世代が望む脱炭素化社会や気候危機への対応は、再生可能エネルギーに鍵があると考えるため、東北電力として強力に推し進めて欲しい。 - 福島第一原発事故の教訓を踏まえ、女川原発の再稼働、その他原発の活用を見直していただき、再生可能エネルギーの導入、普及拡大を是非進めていただきたい。 - 電力の調達方針について、火力を中心とした電源構成から、原子力発電に頼らず再生可能エネルギーの比重を上げる方向での調達について検討してほしい。申請資料に電源構成の予定が記載されているが、2050年カーボンニュートラルの目標、GX方針との関係でも消極的な燃料構成に感じざるを得ない。積極的な取組をお願いしたい。地球温暖化対策の観点のみならず、輸入に頼らざるをえない化石燃料の比重を下げっていくことはエネルギーの安全保障並びに価格変動を避けるためにも重視すべきエネルギー政策であると考える。系統の制約の問題や発電量の調整など再エネ拡大のために様々な課題があることは承知しているが、国の政策や電気事業者の努力によって積極的に進めるべき。 電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。 各事業者が算定した原価等について、徹底した効率化を求めるなど、厳格かつ丁寧に審査を行いました。 なお、再生可能エネルギーの普及など、エネルギー政策に関する御意見については、資源エネルギー庁より回答することとなるものと考えています。

17	経過措置規制料金を撤廃すべき ・自由化で地域独占が無くなったわけで、そもそも規制料金を無くすべきでは。今は、需要家は電力会社は自由に選べるわけで、電力会社は値上げを含め自由に価格決定すれば良いかと。それこそが自由化の趣旨では。 ・燃料調整費上限に張り付いた所謂「逆ザヤ」状態で規制料金を提供し続けることは、大手電力と新電力との間における適正な競争を阻害しており、速やかに是正すべきである。 ・電力自由化のなかにおいて、旧一般電気事業者の「規制料金」が、現状で最も価格優位性のある電気料金メニューとなっている点も大きな問題。このままでは新電力が旧一電の規制料金に価格対抗できず、競争環境が維持できなくなる恐れがある。燃料は高騰を踏まえ、規制料金の適正な値上げを認めることで、電力市場の活性化にもつながると考える。 ・貴社は自由競争の中にある民間企業のため、規制料金というものの存在自体おかしいと思います。電力自由化は既に施行されているため、国民は、値段が高ければ契約会社をより安いところへ変えるという「行動」で示します。審査自体、時間と人的資源の無駄です。国が自由競争を阻害するのはやめてください。消費者も不利益を被ります。 ・規制料金は、電力自由化という観点では廃止すべきと考えます。また、低所得層の保護は、別途措置すべきであり、規制料金により低所得者を保護しようとすることは、小売電気事業の公平かつ公正な競争環境を歪めることにもつながり、望ましくないと考えます。なお、規制料金（経過措置）算定規則は、「ベースロード市場ガイドライン」によりベースロード市場入札価格に対し、また、「適取指針」により常時バックアップ供給料金に対して、それぞれ影響するため、電力システム改革における卸・小売一連の経過措置として、新電力にとっても公平かつ公正な競争環境が担保されるよう、丁寧かつ慎重に議論した上で廃止すべきと考えます。 ・「全日24時間（ベース供給）」の卸オークション(第2回入札)の最低価格（14.74円/kWh）や、新電力向け2023年度分ベースロード市場取引結果（25.30円/kWh～37.67円/kWh）を前提として、電源調達コストを積み上げようとする場合、新電力にとっては旧一般電気事業者に対抗し得る料金設計ができず、少なくとも規制料金の対象となる（低圧の）お客様に対する、旧一般電気事業者と新電力間における競争環境において、制度上の歪みが生じている懸念を払拭できないと考えます。また、原価算定期間における原子力発電の稼働見込みによる原価低減の織込みなど、お客様に対する認可申請による電気料金のコミットメントと発電事業者による将来コスト負担の時間的な不確実性リスクが存在することとなります。加えて、旧一般電気事業者は、新電力に対しても、規制料金認可申請における原価算定の前提となる価格での電源卸供給について、転売の可否などを含む電源運用コストなども含め、旧一般電気事業者と新電力の小売との内外無差別を確保する電力卸供給とする必要が生じます。この点についても、政策・規制当局におかれては、認可プロセスと併せて、内外無差別のコミットメントに照らし、適時適切なご対応をお願いします。 ・値上げ認可申請による審査を中止してください。まず値上げに審査が必要というのが理解に苦しみます。鉄道のように代替手段が限られる公共インフラであれば、寡占状態を利用し世間一般常識を超える利益を得るのが不当であるから、必要経費と事業遂行のうえで必要な利益を積み上げて運賃を設定し審査するというのは理解できますが、電気はどうですか。代替手段が限られますか。東北電力の電気代が高いなら他に安い電力会社や新電力と契約すればいいのです。そういう社会を目指したんじゃないんですか。	電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。その上で、厳格かつ丁寧な審査を通じて、原価等が適正な水準となるように査定しました。 なお、燃料費調整単価の上限撤廃など、電気料金制度のあり方に関する御意見については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えていますが、経過措置料金の解除の基準として、①消費者の状況（電力自由化の認知度など）、②競争圧力（シェア５％以上の有力で独立した競争者が供給区域内に２者以上存在するかなど）、③競争的環境の持続性（電力調達の条件が大手電力小売部門と新電力との間で公平かなど）という３つの観点から総合的に判断すべきこととされています。また、現時点で、これらの基準を満たす供給区域はありません。 内外無差別のコミットメントについては、2020年７月に行われた各社からのコミットメントに基づき、2021年度より運用を開始しており、以降、年に２回定例のフォローアップを実施しております。現時点において、合理的理由無く社内取引価格を社外取引価格よりも安価に設定している事例は確認されておりませんが、引き続き定期的なフォローアップを実施し、コミットメントの実効性を確保してまいります。
18	総括原価方式を見直すべき ・高圧の電力料金として（多めに）徴収した資金の一部が、R4年度に出た赤字（主に低圧の燃料費調整の上限設定によって生じたものでしょうか）の補填に回されるのではないかと思いますのですが、よろしいのですか。今回の低圧の従量料金の値上げ幅は、（低圧電力、平均燃料価格30000円の時、燃料調整込みで旧16.50円→新20.47円）1.44円（低圧電力、平均燃料価格95000円の時、燃料調整込みで旧31.51円→新35.48円）2.03円ほどですが、これは高圧の従量料金の値上げ幅3.97円と矛盾するので、どちらかが妥当でないはずです。 ・総括原価方式は、コスト削減の努力が行われにくいといった大きな問題を抱えている仕組みです。電力会社が過度な利益を得ることなく、コスト削減を促進する料金制度についての研究を進め、現行の総括原価方式を見直してください。 ・料金の算出方法が複雑でわかりにくいです。今回「平均32.94パーセント引き上げる」とありますが、すでに昨年比で倍増です。また「１家族平均１万**が**円増加」という試算が報道されていますが、オール電化や雪国では当てはまらず、実態とかけ離れています。実態に即した評価を公表し、それから値上の是非を問うべきです。 ・電力会社が過度な利益を得ることなく、コスト削減を促進する料金制度についての研究を進め、現行の総括原価方式を見直す方向でお願いしたい。	電気の規制料金については、 ① 各みなし小売電気事業者に対し、規制部門・自由化部門の「部門別収支」について、毎年度の提出を義務付けるとともに、 ② 電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）で、毎年度、みなし小売電気事業者の「業務・経理の監査」を行い、 ③ さらに、当委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、原価算定期間終了後、毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する「事後評価」を行い、値下げ認可申請の要否について、経済産業大臣に回答を行っています。 上記の回答を受けて、経済産業大臣は、料金が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、料金変更認可申請命令を発動することとなります。 なお、総括原価方式の見直しなど、電気料金制度のあり方に関する御意見については、資源エネルギー庁より回答することとなるものと考えています。
19	電力自由化の失敗 ・今回の値上げについて、電力自由化の影響は相当生じていると思います。単に値上げの是非を国民に問うだけでなく、監督官庁（経産省）は自由化の総括をすべきでないでしょうか。新電力と言っても、殆どが卸市場から電力を買って売ってだけの存在ですよね。供給義務も負わない、災害復旧にも関与しない、儲からなければすぐに撤退する。こんな存在に市場を荒らされた結果が現状では。 ・東京電力と同様に一時国美化させ、有能な経営者の下コストダウンやスリム化、健全化を進め、かつ、国土強靱化、IT立国、重要施設の保護の名の下全発電所を国有化し、今般増大した防衛費や復興財源を原資に、リブレイスや警備力の強化を進めてはどうか。 ・再生エネルギーが本当に自由化されるように、送電線を自由化させたほうが良いのではないかと。大手電力会社が有利な法律を改正したほうが良い。十分に行き渡るように自分の家での発電分を、自由に直接使えるように、なぜしないのか。 ・電力自由化という電力を生産しないで売買のみの会社は全部なくすべき。 ・電力自由化の段階的な撤廃です。今回のような事態になった原因はさまざまと存じていますが、電力自由化により大手電力が疲弊していることも一因と言えます。発電、送配電、小売りの3つが揃う事業者以外の参入は認めない等の制限がない限り、今後電力の安定供給が脅かされる事態となると思います。これは、国との協力が必要不可欠と思いますが、政策は失敗だったと認めてもらい、働きかけを行うべきだと思います。大手電力が利益を生み出せない環境では、日本のインフラは衰退の一途をたどってしまいます。 ・第3Qの決算見ましたが、2000億円超えの赤字で、自己資本比率は9％程度とボロボロの財務。中途半端に自由化しながら、規制料金の維持やら、供給義務やらガチガチに縛り付けて、これで値上げ認めないなら確実に潰れますので、国有化したらどうですかね。 ・これまでの自由化や過度な再エネ政策が、消費者にもすごい悪影響を与えているのではないかと。顧客情報の不正閲覧問題だけでなく、この自由化等が消費者に与える影響もちゃんと調べてもらいたい。電気の安定供給を考えて、大手電力と契約している消費者がいることを忘れないでもらいたい。大手電力と昔から契約をしている消費者が馬鹿をみるようなことはしないでもらいたい。新電力から東北電力に戻った結果、東北電力に増えた赤字は、国が補填し、それを値下げに使用することも一案だと思う。 ・国が進めてきた2016年以降の家庭用エネルギーに関する電力自由化について、この間の値上げの状況、昨今の新電力の撤退やカルテルを考えると、当初想定していたコストが下がっていくような競争環境が整備されたとは言い難く、その面での政策的な変更や補強が必要であると思う。電力自由化においては規制を強める点と緩める点のバランスをどのように取っていくかということかと思うが、消費者利益、利用者利益の観点からその到達状況を評価して、課題を設定していくことが必要。	大手電力によるカルテルは、電力システム改革の趣旨に反するものであり、経済産業省として、厳正に対応してまいります。その上で、電力自由化など、電気料金制度のあり方に関する御意見については、資源エネルギー庁より回答することとなるものと考えていますが、電力・ガス取引監視等委員会としても、電力の適正な取引の確保に向けて、市場監視などに適切に取り組んでまいります。

9. 自由料金について	
20. 値上げ反対／値上げ幅が大きすぎる	・今回規制料金の値上げ申請という報道を見て、東北電力の資料を確認しました。すると本件について規制料金以外にオール電化プランについても基本料金の見直し、時間帯別料金の増加、などさらなる負担を申請していることが分かりました。オール電化向けプラン利用者が今回の東北電力の申請により過剰な負担を強いられている点について強く抗議します。燃料調整費については一律に撤廃する、もしくは一般個人を除く事業者などに限定するべきであります。オール電化向けプランの一般個人の利用者がすでに燃料調整費の上限撤廃による高額な電力負担をしていることを踏まえて、規制料金利用者ととの格差をなくすべく、オール電化向けプランの基本料金の値上げ、時間帯別料金の値上げ、について強く反対します。規制料金は燃料調整費の上限があり、基本料金の値上げをしても負担は限定的であり、オール電化向けプランを利用する一般個人にとっては燃料調整費の上限撤廃により過度な負担を強制していて、そのほかに今回の基本料金の値上、時間帯別単価の値上、に関する申請は到底容認できません。オール電化向けプランに関するさらなる値上申請については否認すべきです。また燃料調整費の上限撤廃による大幅な電気料金の値上げを考慮して、規制料金利用者ととの差別をなくす必要があると思います。なので、基本料金、時間帯別単価をオール電化向けプランについては値下げをするべきだと強く求めます。 ・今まで新電力で安い電力を享受していながら、新電力の電気料金高騰、経営破綻によって東北電力に切り替えた利用者に従量電灯Bを適用すれば、従来から東北電力を利用してきた利用者との間で不公平感が生じる。よって、そのような利用者は自由料金のみへの加入を認め、東北電力は自由電力分の値上げで、従量電灯Bの赤字を穴埋めすべきである。 ・発電所の設備被害やウクライナ侵攻による高騰が前面に出た値上げ理由だが、これらは特に深夜電力単価を狙い撃ちした値上げの理由にはならず、突出して深夜電力単価が値上げされたことはウクライナ高騰等の名を借りた便乗値上げではないか。昼間電力単価は約1.5倍なのに対し、深夜電力単価は約2.6倍となっており、あまりにも不公平である。ウクライナ高騰等値上げと昼夜間の電気使用環境の変化による値上げは別問題として検討すべきであり、ウクライナ等高騰値上げに便乗した深夜電力単価値上げはするべきでない。 ・あれだけオール電化住宅を推進しておきながら、オール電化住宅の特別割引の廃止やこの度の大幅な値上げにより、数年前と比べると倍になっています。正直、なんの努力もせずに原料が高騰しているから値段を上げればいいという考え方はいかがなものかと感じます。 ・東北電力提出の認可申請の概要にある「5. 電力料金の設定について」はオール電化の家庭などが利用している夜間料金を利用した料金プランの改定に関して記載されていない。新旧料金単価を見ると昼間料金は平均で約40%の値上げになっているが家庭の電力消費、特に冬季に大量に使用する夜間料金に関しては266%の値上げになっている。また、東北電力の電気料金シュミレーションで確認してみると現在の支払額には燃料費調整額が含まれているが値上げ後の支払額にはそれが含まれておらず値上げ時の燃料費調整額が値上げ前と同率とすれば（仮に1月の13.41円）とすれば支払額は100,000円をオーバーしてしまう。値上げはせざるを得ないとしてもこのようなごまかしのようなお知らせ」を見ると憤りを感じる。 ・深夜電力の利用はオール電化住宅という東北電力が推進した施策であるにもかかわらず、その責任を放棄し、住宅における電力という簡単に変えもきかず選択肢もほとんどないという状況の中で、国民に負担増を押し付けるとするのは容認しがたいものがあり、今回の値上げは到底容認できるものではありません。 ・今回の値上げでは、平均32.94%の値上げとされていますが、中身をみると時間帯別電灯Bにおける夜間の料金は11.43円から29.93円と約3倍の料金設定となり、暖房費だけで、月に10万円を超えるという状況になり、利用者のことを全く考えておりません。深夜電力だけにさらに負担を大きくするような方針には到底理解できないものがあります。 ・電気料金が既に昨年に比べ70%も値上げになり、この後30%以上の値上げ等とんでもない事だと思います。私みたいな年金生活者でオール電化生活している人間にとっては死活問題です。 ・これまで国も電力会社が言う昼間電力の節電のため、国民の多くは協力してエコキュートや蓄電池を購入してエネルギーシフトを行って協力してきました。しかし突然掌を返すかの様に4、95円の大幅な夜間電力の値上げと、1.98円のささやかな昼間料金の引き下げを言い出した事には呆れました。皆さんで日中の節電はやめにしようと言っています。こんな事を許していたのでは、国民は経済産業行政への信頼は無くなり、二度と節電要請にも応えなくなるでしょう。それでは企業活動に必要な昼間の電力は一層逼迫するのではないのでしょうか。 ・オール電化推奨時代に家を建てました。蓄熱式暖房機と電気温水器、夜間電力はお得だと国をあげての推奨でした。それから現在、燃料調整費額増大、深夜機器割り引き撤廃、再エネ発電賦課金、どんどん値上げしています。気休めのサポート、補助では全く足りないのです。値上げの許可するのなら、せめてオール電化推奨した責任として無料でエコ家電に交換してくれるぐらいの対策してくれなкやもう生活できません。 ・オール電化住宅に住んでいる者は疲弊しています。当然夜間電力の安い自由料金を選択していますが、料金プランを変更したくても規制料金プランでは、夜間電力を利用している者にとっては、コスト面で出来ない選択です。オール電化住宅には一定の配慮や優遇措置があってもいいと思います。規制料金に加え、全てのプランで単価も値上げされる様ですが、今以上何を節約すればいいのでしょうか。 ・オール電化住宅です。冬季は7万くらいの電気料金になります。これ以上電気料金が上がると暮して行けません。 ・東北電力勝手経費削減等の経営努力をしているかと思いますが、国民はあらゆる努力をして使用量を下げようとしています。昼間と夜間の単価差を減少させると言っても、旧単価実負担単価が24円00銭なのに、新単価が約6円もプラスされている（29円93銭）理由も分かりません。オール電化いじめと言われないような価格設定でお願いしたいと思っております。 ・今回の値上げにおける、夜間電力の値上げ幅が大きすぎるのではないのでしょうか。「料金の安い深夜電力を使う」のうたい文句でエコキュート勧められ、他の給湯設備を検討することもなくエコキュートを導入しましたが、はしごを外された、と感じる利用者は多数いると思われます。電気料金は高くても、電気がなければ生活できなければ仕方なく外しかない、という利用者の弱みに付け込んでいると感じます。再検討をお願いします。 ・夜間電力料金を3倍にするそうです。これは認可事項ではないのでしょうか。認可事項とそうでないものの差がわからないです。複雑にしてごまかしていませんか。 ・東日本大震災の前、オール電化は安いし安全だと大宣伝されていたので、オール電化の家を建てた知り合いがたくさんいますが、みんな一方的な夜間電力の値上げに怒っています。消費者に対してあまりにも酷い対応です。 ・深夜料金が安いということで、東北電力の契約種別「時間帯別電灯A」・契約容量「7KVA」を契約し、「蓄熱式暖房機」と「電気温水器」を利用しています。4月の電気料金値上げで、大きな影響を受けます。東北電力は「エコ替えキャンペーン」として、購入機器に応じてサポート金を進呈していますが、当方はエコキュートもエアコンも数年前に買替済みなので、再度の買替はとても出来ません。サポート金の進呈分で電気料金を安くして欲しいです。
10. 審査手続きについて	
21. 厳正な審査をお願いする	電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。また、直近の燃料価格などを踏まえて原価等を再算定するよう、各事業者に求めるとともに、燃料の調達源の多様化など、効率化の取組を求めました。さらに、事業者において原価算定に誤りがあった場合は、適正な算定となるよう、補正を求めました。このように、厳格かつ丁寧に審査を進め、原価等が適正な水準となるように査定を行いました。 燃料価格の変動については、燃料費調整制度によって、電気料金に反映されます。また、基本料金と電力量料金の設定については、今般の改定申請が燃料価格の高騰などを踏まえたものであることから、基本料金は据え置き、電力量料金を改定する方針としました。 さらに、電気の規制料金については、 ① 各みなし小売電気事業者に対し、規制部門・自由化部門の「部門別収支」について、毎年度の提出を義務付けるとともに、 ② 電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）で、毎年度、みなし小売電気事業者の「業務・経理の監査」を行い、 ③ さらに、当委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、原価算定期間終了後、毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する「事後評価」を行い、値下げ認可申請の可否について、上記の回答を受けて、経済産業大臣は、料金が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、料金変更認可申請命令を発動することとなります。 また、特別高圧・高圧などの自由料金の設定方法については、法令上、規制料金の料金改定の認可の要件とはなっておりません。 なお、電気の規制料金の審査の可否など、電気料金制度のあり方に関する御意見については、資源エネルギー庁より回答することとなるものと考えています。